

県立学校授業料等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第38号

県立学校授業料等条例施行規則の一部を改正する規則

県立学校授業料等条例施行規則（昭和38年岩手県規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 条例附則第4項の規定により入学料の免除を受けることができる者は、次の各号のいずれかの被害を受けた者とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 <u>入学料</u>の免除を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、別に定める様式による入学料免除申請書に前項各号のいずれかの被害を受けたことを証する書類その他校長が必要と認める書類を添えて、<u>入学許可の日から起算して15日以内に</u>校長に提出しなければならない。</p> <p>4 校長は、前項の<u>入学料免除申請書</u>を受理したときは、その内容を審査し、<u>入学料</u>を免除することを適当と認めたときは免除の決定をし、別に定める様式による入学料免除決定通知書により、<u>入学料</u>を免除することを不適当と認めたときは別に定める様式による入学料免除不承認通知書により申請者に通知するものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 条例附則第4項の規定により<u>入学選考料、入学料、通信制受講料又は寄宿舎料</u>（以下「<u>入学選考料等</u>」という。）の免除を受けることができる者は、次の各号のいずれかの被害を受けた者とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 <u>入学選考料等</u>の免除を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、別に定める様式による<u>入学選考料免除申請書、入学料免除申請書、通信制受講料免除申請書又は寄宿舎料免除申請書</u>（以下「<u>申請書</u>」という。）に前項各号のいずれかの被害を受けたことを証する書類その他校長が必要と認める書類を添えて、<u>校長が別に定める期限まで（入学料の免除を受けようとする場合にあっては、入学許可の日から起算して15日以内）</u>に校長に提出しなければならない。</p> <p>4 校長は、前項の<u>申請書</u>を受理したときは、その内容を審査し、<u>入学選考料等</u>を免除することを適当と認めたときは免除の決定をし、別に定める様式による<u>入学選考料免除決定通知書、入学料免除決定通知書、通信制受講料免除決定通知書又は寄宿舎料免除決定通知書</u>により、<u>入学選考料等</u>を免除することを不適当と認めたときは別に定める様式による<u>入学選考料免除不承認通知書、入学料免除不承認通知書、通信制受講料免除不承認通知書又は寄宿舎料免除不承認通知書</u>により申請者に通知するものとする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。